

八代広域行政事務組合監査委員公告第 8 号

地方自治法第 199 条第 1 2 項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成 27 年 7 月 1 日

八代広域行政事務組合監査委員 江 崎 眞 通
八代広域行政事務組合監査委員 田 方 芳 信

定期監査結果に対する
措置状況報告書
(平成 27 年 7 月)

八代広域行政事務組合
監 査 委 員

八代広域行政事務組合
監査委員 江崎 眞通 様
監査委員 田方 芳信 様

八代広域行政事務組合
管理者 中村 博生

平成 26 年度定期監査の結果に伴う措置について(通知)

平成 26 年 10 月 14 日付け、八広監第 24 号で提出されました「平成 26 年度定期監査報告書」において指摘されました改善を要する事例につきまして、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

項 目	指摘事項	改善、検討等
(1) 歳入関係	適切な時期に調定が計上されていないものがあった。歳入事務において「調定書」が使用されていないため、計上漏れや収入未済額の把握漏れなどが発生する恐れがある。	調定は、本組合において調定簿により管理している。計上漏れや収入未済額の把握漏れについては、その調定簿を管理する担当課署と情報共有するなどの改善対策を行なった。 また、平成 28 年度には、財務会計システムを導入し、会計事務を行なう予定である。
(2) 備品関係 ②公印台帳	公印台帳に当組合公印規程に記載されていない公印の登録があり、その公印が保管されていた。 台帳抹消及び廃棄の事務処理を行なっていただきたい。	本組合公印規程に則った公印台帳の整備を行なった。
(3) その他 ①監査委員条例	当組合監査委員条例に監査委員が行なう監査等に「現金出納の検査」、「決算審査」が含まれていない。また、監査委員が行なう「公告・公表の方法」の規定もない。	指摘事項の内容を含んだ本組合監査委員条例の全部改正を提案し、平成 27 年 2 月議会において可決された。 平成 27 年 4 月 1 日より施行される。
(3) その他 ①監査委員公印規程	監査委員の補助職員の辞令交付の際には「代表監査委員」名にて行なうため「代表監査委員印」が必要となるが、当組合監査委員公印規程においては、その規定がない。	代表監査委員印の規定を含んだ本組合監査委員公印規程の一部改正を提案し、平成 27 年 1 月の正副管理者会議において了承された。 平成 27 年 4 月 1 日より施行される。